

公益社団法人船橋青色申告会 役員報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人船橋青色申告会（以下「本会」という。）定款第27条の規程に基づき、役員報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とし、関連法の規程に照らし、妥当性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人の事業所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法」という。）第5条第13号に定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通信費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員報酬は、月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 本会の常勤役員報酬月額、別表第1の「常勤役員俸給表」とおりとし、各々の役員報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、別表第2の「非常勤役員報酬」に定める金額とする。
- 3 役員報酬総額の年間支給限度額を800万円とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は、次の各号に定める会議出席等、必要の都度支払うものとする。
 - (1) 定款第31条に定める理事会及び第43条に定める委員会他、役員資格において出席する監査会等

- (2) 上部団体、関係官公庁及び友誼団体等が主催する会議等で、会長の要請により役員の資格で出席する会議等。
- (3) 前2項以外の会議で、会長の要請により役員の資格で出席する会議等で、会長が支給することを適当と認めた会議等。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人より申出のあった立替金等を控除する。

(費用)

第7条 本会は、役員がその職務の執行にあたって負担した、又は負担する費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

- 2 会長は、非常勤役員に第4条第2項に定める報酬を支給するときは、非常勤役員の理事会出席等に係る交通費等の費用の額は、理事会の同意を得て支給しないことができるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行なう。

附則

- 1 この規程は、本会が公益認定を受け、移行登記(平成25年4月1日)をした日から施行する。

別表1 常勤役員俸給表

理事 報酬月額 10万円～30万円の範囲内

監事 報酬月額 10万円～20万円の範囲内

(注) 常勤の理事等の報酬月額は、上記金額の範囲内で会長が理事会の承認を得て決める。

別表2 非常勤役員の報酬

【船橋市内の会議及び行事等に出席した場合】

理事及び監事 必要の都度、謝金として一律2,000円

上記以外の者 必要の都度、謝金として一律2,000円

【近隣市外の会議及び行事等に出席した場合】

理事及び監事 必要の都度、謝金として一律4,000円

上記以外の者 必要の都度、謝金として一律4,000円

【県内一部地域・県外会議及び行事等に出席した場合】

理事及び監事 必要の都度、謝金として一律5,000円

上記以外の者 必要の都度、謝金として一律5,000円

【各相談会等の受付等の業務】

午前・午後の場合 必要の都度、謝金として一律4,000円

午前又は午後の場合 必要の都度、謝金として一律2,000円